

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成17年4月1日熊本県告示第380号)
(平成20年9月16日熊本県告示第834号改正)
(平成21年9月25日熊本県告示第898号改正)
(平成23年5月31日熊本県告示第581号改正)

(目的)

第1条 この要領は、建設事業者が協業組合を設立した場合の工事入札参加者資格審査格付における総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を設けることにより、県内建設事業者の経営基盤及び技術力の強化等への取組みを支援し、建設産業の再編等構造改革を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領において協業組合設立の事実発生日は、協業組合設立登記の日とする。

(適用対象)

第3条 熊本県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものを特例措置の対象とする。

(1) 協業組合を構成する組合員のすべてが熊本県内に主たる営業所を置く建設事業者であって、2者以上が、熊本県が発注する建設工事の入札参加者資格を協業組合設立前に引き続き5年以上有する者であること。

(2) 建設業についてすべて協業していること（全組合員が建設業を廃業する場合に限る。）。

(総合点数等の加算)

第4条 格付のある業種においては、協業組合の組合員のうち2者以上が設立前に同一業種の格付を有している場合で、業種ごとの上位2者の格付が同一等級又は直近の等級に合併等の日の前日において格付され、かつ、同日において格付されている等級以上の等級を同日まで引き続き4年以上有しているときは、設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項により算出した当該業種の総合点数の10%に相当する点数（小数点以下は切捨て）を加算し、格付の見直しを行う。

2 前項の規定による設立時の格付の見直しにおける等級の昇級は、協業組合の組合員の最上位等級の1等級上位までとする。

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

(入札参加機会の確保)

第5条 第3条の適用対象となる協業組合については、前条の適用にかかわらず、設立後5年を経過する日が属する年度まで、新たに格付された等級の直近下位の等級についても、指名することができるものとする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

(申請)

第6条 特例措置の対象者が適用を受けようとする場合は、別記第1号様式（協業組合設立による特例措置適用申請書）により申請するものとする。

2 特例措置を引き続き受けようとする者は、次回の工事入札参加者資格審査申請時に、別記第2号様式（協業組合設立による特例措置適用（継続）申請書）により申請するものとする。

（認定及び結果の通知）

第7条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条及び第5条の特例措置の適用を認定するものとする。この場合においては、特例措置適用の有無及び内容を別記第3号様式（協業組合設立による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 特例措置の適用を受けている者は、第6条の申請内容に変更があった場合は、別記第4号様式（協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

（その他）

第9条 知事が申請内容を本要領の目的に適していないと認めたときは、特例措置を適用しない場合がある。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降の設立について適用する。